

北海道自転車条例等に係る基本的な考え方について

基本的な考え方

【北海道自転車条例の見直し検討】

- 北海道における自転車の利活用の現状と課題を踏まえるとともに、国や他都府県の動向などを参考としながら、**北海道自転車条例の見直しの必要性も含めた対応方向の検討**を行う

【北海道自転車利活用推進計画の次期計画策定】

- **北海道の特性に合った更なる利活用の促進に向け、実効性のある推進計画を策定**
 - ・ 現行の推進計画における推進状況や道内外の先進地事例などを踏まえ、新たに盛り込む内容を検討
 - ・ 策定に向けて自転車の利活用に係る関係者とこれまで以上に連携
- **新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの喫緊の課題に配慮するとともに、終息後、更なる利活用の促進に向けて速やかに取り組める対策を検討**

1 主な論点

○ 「ヘルメット着用」や「保険の加入促進」等

条例制定時に議論の争点となった「乗車用のヘルメットの着用」、「自転車利用者の保険加入」や「自転車小売事業者による保険加入の確認」等について、国や他都府県の動向も踏まえ議論を進める。

○ 新たな視点

推進計画の推進状況はもとより、先端技術等の活用や道内外の先進事例、SDGsの推進といった新たな視点を踏まえ、誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる北海道を目指し、条例や次期計画に新たに盛り込むべき内容を検討する。

○ 条例見直しと計画策定の時期

計画期間が2020年度までであることから、新たな計画を策定するにあたり、条例見直し時期との整合性を図る必要がある。

2 検討の進め方

○ 関係者による議論

- (1) 北海道自転車条例推進会議における議論
- (2) 北海道自転車活用等推進連携会議（外部会議）や自転車活用等推進会議（内部会議）における議論

参考 1：北海道自転車条例 附則 2 項

道は、この条例の施行の日から起算して3年を目処として自転車活用等の状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会情勢の変化を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参考 2：北海道自転車利活用推進計画 推進期間（抄）

国の自転車活用推進計画期間を準じ、2020年度までを推進期間とし、自転車を取り巻く社会環境を変化等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行う。

以上